

【国会議員関係政治団体の届出（基本関係：記載方法）】

Q 既に存在している（設立届が提出されている）政治団体が、新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合に提出する異動届には、どのように記載すればよいですか。また、国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合に提出する異動届についてはどうですか。

A 1 既に存在している（設立届が提出されている）政治団体が、新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合は、その旨等を記載した異動届を提出する必要があります（法第7条第1項）。

その具体的な記載例については、【記載例1】及び【記載例2】のとおりですが、以下の点に留意してください。

○異動事項は「国会議員関係政治団体の区分」とし、内容（旧）欄には「国会議員関係政治団体以外の政治団体」と記載すること。

○国会議員関係政治団体に関する届出の規定は、平成20年10月1日から施行されますが、政治団体が提出する異動届の異動年月日は、次のようになること。

- ・その施行日前から、国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体であり、施行日以降も引き続きこれに該当する政治団体は、届出の規定の施行日である平成20年10月1日
- ・その施行日前から、寄附金控除制度の適用を受けていた政治団体であって、国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするものであり、施行日以降も引き続きこれに該当する政治団体は、当該公職の候

補者からの国会議員関係政治団体に該当する旨の通知に記載されている「2号団体に該当した日」

- 2 また、国会議員関係政治団体に該当しなくなった場合にも、その旨等を記載した異動届を提出する必要があります（法第7条第1項）。その具体的な記載例については、【記載例3】及び【記載例4】のとおりですが、以下の点に留意してください。
 - ・ 異動事項は「国会議員関係政治団体の区分」とし、内容（新）欄には「国会議員関係政治団体以外の政治団体」と記載すること。
 - ・ 国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知を受けた場合に提出する異動届の異動年月日には、その通知に記載されている「国会議員関係政治団体に該当しなくなった日」を記載すること。
- 3 なお、これらの異動に伴い「代表者の氏名」や規約の内容などの既に届け出ている事項に異動があった場合には、そのことも異動届に記載する（異動後の規約を添付する）必要があります。

【記載例1】

既に設立届を提出している団体が国会議員関係政治団体(1号団体)に該当することとなったとき

第4号様式(第4条関係)

届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣
殿
何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**
- 2 内 容
 - (1) 新 **法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体**
代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(現職)
 - (2) 旧 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**
- 3 異動年月日 **平成20年10月1日**

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

【記載例2】

既に設立届を提出している団体が国会議員関係政治団体(2号団体)に該当することとなったとき

第4号様式(第4条関係)

届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣
殿

何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**
- 2 内 容
 - (1) 新 **法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体**
公職の候補者の氏名 **政治 太郎**
公職の候補者に係る公職の種類 **衆議院議員(現職)**
 - (2) 旧 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**
- 3 異動年月日 **平成20年10月1日**

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

**【記載例3】
国会議員関係政治団体（1号団体）に該当しなくなったとき**

第4号様式（第4条関係）

届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣
殿
何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**
- 2 内 容
 - (1) 新 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**
 - (2) 旧 **法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体**
代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（現職）
- 3 異動年月日 **平成21年12月31日**

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

【記載例4】

国会議員関係政治団体（2号団体）に該当しなくなったとき

第4号様式（第4条関係）

届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣
殿

何（都道府県）選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名

㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**

2 内 容

(1) 新 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**

(2) 旧 **法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体**

公職の候補者の氏名 政治 太郎

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（現職）

3 異動年月日 **平成21年12月31日**

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなつた場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 4 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

【国会議員関係政治団体の届出（基本関係：資金管理団体など）】

Q 多くの資金管理団体のように、寄附金控除制度の適用を受ける政治団体であって、代表者である国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする既存の政治団体は、平成20年10月1日以降、どのような手続きが必要ですか。

A 1 多くの資金管理団体のように、寄附金控除制度の適用を受ける政治団体であって、代表者である国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体は、1号団体と2号団体の両方の定義に該当します。

2 まず、代表者である国会議員は、平成20年10月1日以後、その政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をする必要があります。

3 この通知を受けた政治団体は、平成20年12月31日までに、1号団体に係る届出事項と2号団体に係る届出事項をそれぞれ記載した異動届（具体的な記載例については次ページのとおり）にこの通知を添付して、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会に提出する必要があります。

4 また、このような政治団体については、今までの被推薦書ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除制度の適用の対象となる政治団体であることを確認することになります。

【記載例】

既に設立届を提出している団体が国会議員関係政治団体(1号団体かつ2号団体)に該当することとなったとき

第4号様式(第4条関係)

届出事項の異動届

平成 年 月 日

総務大臣 殿

何(都道府県)選挙管理委員会

政治団体の名称

事務所の所在地

代表者の氏名 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**

2 内 容

- (1) 新 **法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体**

代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(現職)

公職の候補者の氏名 政治 太郎

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員(現職)

- (2) 旧 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**

3 異動年月日 **平成20年10月1日**

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書(法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書)の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。